

食品安全委員会（第565回会合）議事概要

日時:平成27年6月16日(火) 14:00~15:24
場所:食品安全委員会大会議室
出席者:熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者:報道3名、行政機関13名、一般7名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明

本件についてはプリオン専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 2品目・1案件

〔1〕豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン（インゲルバック3フレックス）

→農林水産省から説明。

インゲルバック3フレックスについては、その主剤の一つである「豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス」は、既に食品安全委員会において、「ヒトに対する病原性はないと考えられる」と評価されているものであり、その後、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。また、主剤のうち豚サーコウイルス2型抗原及びマイコプラズマ・ハイオニューモニエ抗原については、不活化されている。

さらに、安定剤等の添加剤は既に食品健康影響評価を行った動物用医薬品の添加剤と同一であり、含有量も同量以下であり、本製剤の用法・用量等を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。このため、これらの製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、この製剤の製造販売承認又は残留基準の設定については、食品安全基本法第11条第1項第2号のヒトの健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものと認められる旨をリスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）に通知することとなった。

〔2〕豚オーエスキー病（gl-、tk-）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）（ポーシリスBegonia DF・10、ポーシリスBegonia DF・50）の再審査について

→農林水産省及び担当委員の三森委員から説明。

「ポーシリスBegonia DF・10、ポーシリスBegonia DF・50」については、平成26年1月27日付け委員会決定の1に当たるものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

〔3〕動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（17成分）の食品健康影響評価について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明

「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（17成分）の人への健康影響について」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（2）企画等専門調査会における審議結果について

・平成26年度食品安全委員会運営状況報告書について

→事務局から説明。

平成26年度食品安全委員会運営状況報告書について、案のとおり決定された。

（3）プリオン専門調査会における審議結果について

・「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

（4）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・特定保健用食品「葛のめぐみ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(5) 食品安全関係情報（5月2日～5月22日収集分）について

→事務局から説明。

「アイルランド食品安全庁（FSAI）、輸入冷凍ベリー類は煮沸してから摂取するよう再度注意喚起」及び「米国疾病管理予防センター（CDC）、ライチ果実が関与したウイルス脳炎が疑われる事案の推定原因を発表」等を報告。